

令和 4年 1月 13日

事業主 殿

堺労働基準協会

新入者安全衛生教育 開催のご案内

事業者は、労働者を雇い入れたときは、就業させる業務に関する安全衛生のために必要な事項を、労働安全衛生法第59条により実施しなければなりません。

同規則第35条による事項についての基礎的な知識を取得する安全衛生教育を開催します。是非、この機会に本安全衛生教育を受講されますようご案内いたします。

記

1. 日時
第1回 令和 4年 4月 4日 (月) 8:50~16:50 (受付開始30分前から)
第2回 令和 4年 4月 6日 (水) 8:50~16:50 (受付開始30分前から)
第3回 令和 4年 4月 8日 (金) 8:50~16:50 (受付開始30分前から)
2. 会場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3丁4-11
(旧大和産業ビル2階)
3. 研修科目 安全につながる仕事の基本について
労働災害とは、原因、労働安全衛生法、安全衛生管理体制、安全衛生活動について
危険有害性の除去・対策について
労働衛生 (安全で快適な環境のために) について
4. 講習料 会員 1名8,000円 (受講料7,032円、テキスト 968円 (消費税込み))
会員外 1名9,000円 (受講料8,032円、テキスト 968円 (消費税込み))
5. 定員 30名 (定員になり次第締切ります)
6. 申込期日 受講日の2週間前まで
7. 申込み 受講申込書、受講料を添えて堺労働基準協会 (ファックス可) まで申込み下さい。
(銀行振込の場合)
①振込先: 三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。
③申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。
振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票・テキストを着払で送付します。
8. その他 *振込み以降のキャンセル、当日欠席されても講習料は返金いたしません。
*駐車場はありません。公共交通機関を利用下さい。
*昼食は各自で済ませて下さい。
*全講習時間を受講された方に修了証を交付します。
*受講期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
*問合せ先: 堺労働基準協会 (TEL 072-233-5396) へ連絡下さい。